(一)　才618号　昭和27年9月25日第三種郵便物認可　THE MIIKE　【毎週日曜日発行】　昭和35年(1960)4月10日(日)

怒りを一つに結集

断固たたかい抜く
久保さんの霊に応えて

炭労大会は予定日より一日ずれて九日から東京八重洲口国労会館でひらかれたが、炭労大会に前後しておこなわれた敵の攻撃は、金力・権力を総動員しての狂気ぶりだった。三池を孤立させて安保体制の地がためとしてのクビ切り合理化を強行しようとする資本の意図に反して、三池をつつみささえる闘いのエネルギーはいまや急ピッチに高まってきた。資本家の番犬としての本性をむきだしにした官憲は、組合活動家をつぎつぎと逮捕して不当弾圧に狂奔してきた。われわれは断じてこれをはね返し、勝利へ向っていま一度団結を固めてつき進むときである。

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033 7140番
編集兼発行人　北岡　隆

独占資本が、職業的分裂屋をつかって組織を分断し、殺人、暴力をはたらき、多数の警察力、海上保安庁まで動員して、国家権力をあげての攻撃を加えてきた姿こそ、安保体制そのものの姿を示したものである。

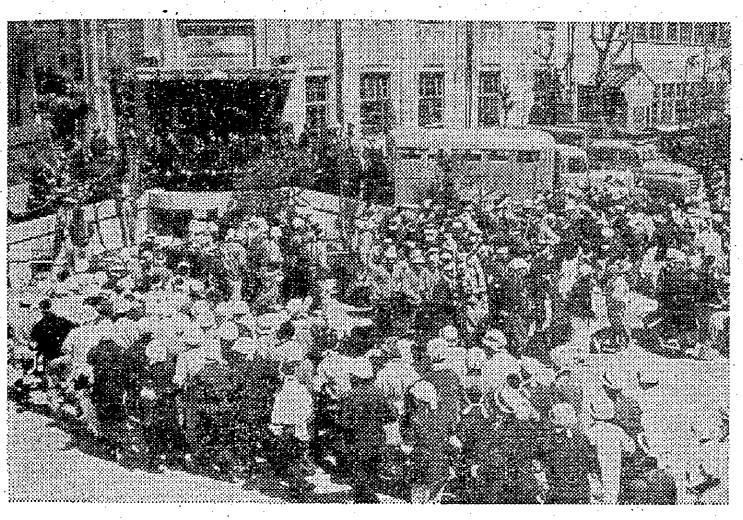

組合員の釋放を要求する警察署前での抗議

高まる三池支援

悪質な組織切崩しを強行して第二組合をつくり上げた会社は、全労働者の立上りをおそれて暴力団を動員しての殺人行為など、暴力による攻撃と官憲による弾圧を加えてきた。

三池の闘いをつつむ三鉱連の四月一日からの実力行使、つづいて炭労の十一日以降からの無期限スト

の報に顔色をなくした会社は、あらん限りの手段を尽して、三池孤立の宣伝に奔走したのである。いっぽう、炭界は一カケラの石炭も欲しい状態に追いこまれ、石炭資本家たちは増産態勢に拍車をかけているありさまだから、三井鉱山は居ても立ってもいられない焦りにおそれ、ついに三月二十八日からの強行就労となったものである。

だが、組合員の強い団結の前に就労もかなわじとさとるや、会社と第二組合は体面も恥もかなぐり捨てて暴力でピケ破りを行ってきたそれでも飽き足らぬ会社は、ついに暴力団を使ってピケ隊に挑んできたのである。狂気の沙汰とは全くこのことであろう。

久保清さんはこうして凶器で殺された。

一方、三鉱連の若干の動揺にかかわらず、三池支援の火の手は、全国的にますます燃えあがり、久保さんの死亡を知った全国の仲間たちは、卑劣極まる会社の態度に怒り心頭に発して、火に油をそそいだ状態になり、会社の狼狽が目に見えるようである。

首切りを認める斡旋案

こういう状態のなかで六日午前三時半、藤林あっせん案が出されたあっせん案の内容は、首切りを認めるということである。

労働組合と名のつくところならば絶対のめないような案だ。

もちろん、会社は喜び勇んでこれに飛びついた。会社の方針に沿った案だから当然といえる。

三池労組では直ちに午前五時戦術委員会をひらき、あっせん案は絶対のめないという態度をあきらかにした。さらに、三池のこの態度を三鉱連に反映させ、炭労大会にもあくまで労働組合としての路線を崩さず、生活と権利を守り抜くよう強く訴えることにした。

この日、各支部では職切り分子たちの強行就労に対して、宮浦、三川、四山、潜務の各出入口には前夜からピケのため組合員、オルグがぞくぞくつめかけたが、藤林あっせん案出るのラジオニュースを聞き、あっせん案の内容があまりにも一方的であるのに向っ腹を立てていた。

「このあっせん案をのむなら、俺たちの今までの血のにじむような闘いは何にもならない。あっせんではなく会社の代弁じゃないか」と憤りをぶちまいていた。

基本路線曲げず

午後六時、第二十三回中央委員会が大牟田市民会館でひらかれた。炭労大会を明後日に控えた日である。傍聴者がさしもの広い会場を埋めつくした。

灰原書記長の「首切りは白紙撤回以外にない。基本路線を曲げずに三池の決意を三鉱連・炭労へ銘意反映させつつあくまで闘い抜くという方針が満場一致、激しい拍手で承認された。みんなの顔は輝き、不屈の決意はみんなの眉をひきしめた。

そして(1)久保さんの合同葬で涙と憤りを新にしたが、もう涙するときではない。久保さんの死を無駄にせず闘い抜こう。(2)持てるすべての力を出し合い首切り撤回まで断固闘い抜くことを誓う。(3)こんどどんなに苦しくとも妹等を捨てずに闘うことを誓い、闘う労働者としての喜びを共にかみしめよう以上三点の決意を固め、これが炭労大会にのぞむ三池の統一された意思となった。

なお、炭労大会に各支部と本部から九十一名が七日出発、東京では総評傘下の大動員につつまれて、三池の実情を訴えることになったが三池の現地の不屈の闘魂が持続されるならば、必ず全労働者が立上る確信がつよめられている。

(上)警察署で抗議する代表団
(下)不当な捜査を激しく追及する団護弁

官憲の不当弾圧に対する聲明

一、本日、早朝大量の警察官を武装動員して大挙三鉱労組本部及び各支部事務所をいっせいに捜索差押えかつ組合員二名を逮捕し、その上、三川鉱に於ては捜索の現場において抗議した組合員一名に対し、警察官三名はコン棒で暴行を加えるという驚くべきばん行を行なった。令状によれば谷端一信に対する建造物侵入、暴力行為を被疑事実としているが、数時間におよぶ大々的な捜索によっても被疑事実と関係ある文書、物件等はなんら押収できなかった。

二、このことは久保さん刺殺事件につき暴力団に対する適切な捜索を怠った警察に対し国民諸階層から盛りあがりつつある激しい抗議と責任追及を回避するための権力者の苦しいあがきに他ならない。したがって、かれらは会社側には何らの捜索を行わず、第二組合にたいしてもみせかけの捜索を行い事態の責任と真相をいんぺいしている。

三、とくに令状自体でも明白のように谷端一信個人にたいする被疑事実を口実に事件とは無関係な組合本部や各支部事務所をはじめ、組合業務に必要な議事録、闘争指令、会計文書に至るまで捜索差押えを強行せんとしたことはいかに警察権力が三井独占資本と一体となって組合弾圧を企図したかをバクロしたものである。

又このことは、三鉱労組の正しい闘争推進のための戦術会議・闘争委員会・指導方針自体を全体として共謀による犯罪団体化せんとした企図が明白であり、これは憲法に保障された労働組合の自由な活動を否認し抹殺せんとするもので、このようなファッショ的権力者の狂暴にたいし、われわれは首切り撤回と組合運動を守るために、あくまで闘うことを声明し、不当弾圧に厳重抗議するものである。

一九六〇年四月七日

三池炭鉱労働組合
総評常駐弁護団

官憲の不当逮捕
資本の番犬である警察

せっかく警察に連れて来た久保さんを殺した暴力団を、組合の抗議

体方針その八と負傷者名簿を押収した。

三川支部には機動隊五百名を動員、池田昭二、林淳一の両氏を不当逮捕した。さらに警察をふるい抗議する組合員に負傷させる暴力さえふるっている。また、岩崎三徳さんが私服刑事二名に自宅で逮捕された。

さらに彼らは九日までに組合員十一名を逮捕した。

いうまでもなく、三井独占資本の番犬である警察は、組合活動家を逮捕して、組合ぶっつぶしに乗り出したのである。

組合ではこの不当逮捕に対して、直ちに別項のような声明書を出し三川支部では逮捕者の即時釈放を要求して抗議行動を起した。

午後一時三川支部組合員とオルグ七百名は、ニュースカーを先頭に大牟田署に激しい抗議を開始した被逮捕者の即時釈放と、久保さんの殺人犯人の即時検挙、そして暴力までふるい三川支部で組合員を脅つけた暴力警官について追及、国会議員団、弁護士、行動隊、地域分会の代表団が署内ではげしい抗議、追及をつづけた。

労働者の団結が日を追って強化されるのを恐れた会社は、いまあらゆる手段を尽して組合ぶっつぶしに狂奔して来たが、三池をつつむ支援態勢は東京をはじめ各地で異常に高まりを見せている。正義の闘いは必ず勝つ。目前の小さな動きに一喜一憂せず、不退転の決意を固めてひるまず進もう。勝利の日は刻一刻近まって来た。

独占資本が、職業的分裂屋をつかって組織を分断し、殺人、暴力をはたらき、多数の警察力、海上保安庁まで動員して、国家権力をあげての攻撃を加えてきた姿こそ、安保体制そのものの姿を示したものである。そして、岸首相がさらに弾圧の強化を言明したことは、敵の攻撃の本性をあますところなくバクロしたものである。